

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
第1章 むらごと自然公園プロジェクト			
第1節 むらごと自然公園計画			
1. むらごと自然公園計画			
	① 白馬村を取り巻く雄大な山岳自然環境を人類共有の財産として認識し、それらの保全に努め、後世に受け継ぎます。	B	
	② 優れた山岳観光資源を人々に普遍的に享受してもらえらるための創意工夫と努力を継続します。	B	
	③ 産業経済のみならず、文化教育の分野でも住民生活に深い関わりを持つ自然環境と郷土の発展のために住民の英知を結集します。	B	
	④ 天恵の尊い自然環境の中に暮らす住民の心の拠りどころとして「むらごと自然公園」の宣言を行い、環境と調和した個性豊かな村づくりを推進します。	B	
	⑤ 郷土の自然や文化への理解を深める地域学習を進め、地域の大切なものを引き継ぎ活かすための人材を養成します。	B	
2. 自然環境保護			
	① 白馬村環境基本条例に基づき、本村にふさわしい「環境基本計画」策定に向けての調査研究を行います。	B～C	・環境基本計画未策定 ・現実的な調査・研究がない
	② 地球規模での環境問題を身近な問題として捉え、地球環境にやさしいライフスタイルを推奨し、環境に負荷の少ない循環型社会づくりを進めます。	B	
	③ 村の財産である高山植物や希少野生動植物及び湿原などの研究・保護に努めます。	B	
	④ 希少種などの乱獲と絶滅を防ぐため、更なる監視と指導を行います。	B	
	⑤ 学校教育、社会教育での地域学習や自然観察会などを通じて、貴重な自然への理解と自然保護意識の高揚に努めます。	B	
	⑥ 住民参加による環境学習（エコロジー学習）を推進し、意識の高揚を図ります。	B	
	⑦ 白馬村独自に環境・衛生週間を設定し、地球にやさしい環境づくりについての啓発運動に取り組みます。	B	
	⑧ 姫川流域を保全し、生態系に配慮した水環境保全に取り組みます。	B	
	⑨ 「生物多様性基本法」の趣旨を尊重し、生物多様性に関して国・県との情報共有を図り、本村の豊かな生態系や固有種の維持・保全に努めつつ、自然資源の持続可能な利用について研究します。	B	
3. 景観形成			
	① 訪れる人を気持ちよく迎えるため、また居住して気持ちのよい村にするために、住民として、地域を美しくするための「まちづくり」を意識して取り組みます。	B	
	② 環境基本条例、開発指導要綱、景観形成重点地域指導基準などに基づき、建築物・工作物への指導を徹底します。	A～B	
	③ 景観育成住民協定を積極的に推進し、締結地区では協定地区委員会を中心にした自主的な地域づくりを支援します。	B	
	④ 屋外広告物の更なるコントロールのため、屋外広告物設置基準に基づく指導を行います。	A～B	
	⑤ 公共施設はもとより景観的に目立つ施設や構造物について、まちづくり環境色彩計画に基づいた色使いについて指導を行います。	B	
	⑥ 電線の裏配線など、幹線道路からの眺望を阻害しない山岳景観に調和した村づくりに向けた方策を研究します。	B	
4. 地球環境保全			
	① 自然と共生する「むらごと自然公園」の理念に基づき、里山の整備を進めるとともに、整備に係る団体・組織の活動支援や人材の育成を推進します。	B	
	② 観光資源でもある田園風景を壊さない農業支援事業に取り組みます。	B	
	③ 家庭や職場・日常生活での省エネ（エコライフ）を推奨し、具体的なアクションプランの周知徹底を図ります。	B	
	④ 地球環境問題への意識啓発のため、環境教育を推進するとともに、国・県の施策推進に協力し協調を図ります。	B	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	⑤河川の水質保全意識啓発と、定期的な美化清掃などの保全活動を行います。	A～B	
	⑥水源涵養の役割を果たし、土砂浸食などの災害を未然に防止している自然林の保全に努めます。	B	
第2章 快適で安らぎのある生活環境を築く			
第1節 安心安全な道路整備プロジェクト			
1. 道路整備			
	①国道 国道148号については、歩道整備事業の促進、住宅密集地の除排雪対策として無散水事業の推進、堆雪帯の確保などを強く要望していきます。特に歩道の未設置箇所については、地域住民とともに事業が早期に完成するよう働きかけていきます。 国道406号については、防災事業の促進や狭隘な箇所の改良事業の早急な進捗を働きかけます。	A	
	②地域高規格道路 地域高規格道路については、本村にとって望ましい村内ルート案を検討し、長野県へ提案するとともに、近隣市町村や住民と連携を取り合い、早期事業化に向けて働きかけていきます。	B	
	③主要地方道・一般県道 白馬美麻線は、拡幅未改良の箇所と歩道未設置箇所の解消を、また白馬岳線は、八方～猿倉間の拡幅整備促進を、地域住民や関係者と連携しそれぞれ働きかけます。また千国北城線は落倉以北の整備を県に協力し早期完成に努めます。	A	
	④村道（a） 神城山麓線（村道2026号線）の早期完了を目指すとともに、平川以北の道路建設について検討します。	A～B	
	④村道（b） 集落内の生活関連道路については、緊急度・優先度を明確した上で計画的な道路整備を進めます。	B	
	⑤農免道路の未整備箇所については、今後地域高規格道路の計画と併せ、検討を継続していきます。	B	
	⑥林道 地域や受益者と連携し維持管理に努め、併せて作業道の整備促進に努めます。	B	
2. 土地利用計画			
	①「白馬のまちづくりマスタープラン」に定めた将来像に基づき、自然との共生を基本とした総合的な土地利用を促進します。	B	
	②地域高規格道路の確定ルートの公表があり次第、都市計画道路の見直し素案の再検討を行います。	C	・ルート未発表
	③農業振興地域整備計画の見直しを行い、優良農地の保全に取り組みます。	A～B	
第2節 治山治水防災プロジェクト			
1. 治山治水計画			
	①危険箇所への治山治水事業の導入を、地域住民とともに国に、県に対して働きかけ、より安心安全な村となるようにします。	A	
	②北股入沢砂防連絡協議会などの検討を経て、ネブカ平周辺での砂防事業の継続を働きかけます。	A	
	③土砂災害の恐れのある区域について、警戒避難体制の整備などのソフト対策を進めます。	B	
	④土砂災害をはじめとする危険箇所のハザードマップを作成し、住民の安全意識の高揚と啓発活動を行います。	A	
	⑤自然環境及び自然景観と調和した治山治水事業を推進します。	B	
2. 消防計画			
	①消防団の活性化に向けて、各種訓練・研修の合理化と充実強化を同時に図ります。	A	
	②予防消防と自主防火管理の徹底を図るため、毎月7日を「防火の日」と定め、防火意識の高揚と各種機器の点検、訓練を行います。	A	
	③消火栓・防火水槽は、既設の水利の有効範囲や水利基準などを点検（現地踏査）し、的確な箇所への設置を指導するとともに、老朽化したものは随時更新します。	A～B	
	④自然水利は、その場所を周知するとともに、いつでも利用できるように草刈り、しゅんせつなどの手入れを指導します。	A～B	
	⑤消防団員の処遇改善など魅力ある消防団づくりを推進します。	A～B	
	⑥消防団協力事業所表示制度への事業所の登録を促進します。	A～B	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	⑦消防団活動に対する地域住民・事業所の理解と協力を促進します。	B	
	⑧予防広報を通じて、住民に対する防火意識の普及・啓発に努めます。	A	
	⑨消防団無線のデジタル化に向けた基本方針を策定します。	A	
3. 防災計画			
	①自主防災組織の活動を支援します。	A	
	②防災訓練を通じて、住民の防災意識の向上と防災知識の普及に努めます。	A	
	③白馬村地域防災計画は、長野県地域防災計画との整合を図るとともに、地域特性に応じた見直しを随時行います。	B	
	④情報伝達や避難誘導といった災害時の初動活動の充実と強化、普及に努めます。	B	
	⑤全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用した緊急災害情報の即時伝達を実現するとともに、災害時における通信手段を確実に確保します。	A	
	⑥防災資機材と非常用食料の備蓄を計画的に行います。	A	
	⑦災害時住民支えあいマップの整備・活用を通じて、災害時要援護者支援対策（情報伝達体制と避難支援体制などの準備）を推進します。	B	
第3節 安心快適生活プロジェクト			
1. 防犯計画			
	①コミュニティ組織としての地区・地域のつながりを意識し、地域ぐるみで防犯活動に努めます。	A～B	
	②地域組織を通じて、防犯啓発活動を行うとともに、広報活動などにより防犯意識高揚を促し、ネット犯罪についても機会を捉えて啓蒙・啓発を行います。	B	
	③補助金制度により防犯灯の設置や、老朽化した防犯灯の更新を進めます。	A	
	④悪徳商法による被害を未然に防ぐための広報活動を充実します。	B	
	⑤県との連携を図りながら消費者生活相談指導を行います。	A～B	
2. 交通対策			
(1) 交通安全			
	①学校、家庭、社会教育の場など様々な機会をとらえ交通安全教育を実施するとともに、街頭活動の強化や、交通安全村民大会を継続して開催します。	A	
	②交通安全教育や啓発を円滑に実施するため、交通安全協会などの組織を強化し、関係機関を網羅した組織整備を図ります。	A～B	
	③交通弱者といわれる高齢者や障害者、子どもなどに重点を置いた交通安全教室の実施など、交通安全教育の充実を図ります。	B	
	④ガードレール・カーブミラーなどは、新設だけでなく、除雪による破損や老朽化した施設の補修が重要となっているため、計画的な設置及び更新を行います。	B	
	⑤円滑な除雪作業により、冬期間の交通確保を図ります。	A	
(2) 公共交通機関			
	①JR大糸線（白馬～松本間）について、各関係機関との連携を保ちながら輸送力の強化を働きかけます。	B	
	②平成26年度、（仮称）北陸・長野新幹線（長野～金沢間）の営業運転開始を見据え、JR大糸線南小谷～糸魚川間について、沿線自治体とも協調しながらその存続と輸送力増強について更に強力な運動を展開していきます。	B	
	③現在運行（平成23年度まで試験運行）を行っているデマンドタクシーや観光シャトルバスについて、総合的な交通体系の構築に向け、費用対効果も勘案しながら、引き続き研究していきます。	A	
	④公共交通機関についてその存在意義を再確認し、更なる利用促進に向けて住民の意識向上が図られるような施策を展開します。	B	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	3. 上下水道		
	(1) 事業経営の健全化		
	①健全経営を確保するため、事務事業の見直し、合理化による経費節減を図ります。	B	
	②中長期的財政計画に基づく計画的な設備投資を行います。	B	
	③配水管の布設替えは、極力他事業との連携を図りコスト削減に努めます。	B	
	④需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実を図ります。	B	
	⑤施設の更新は、効率の低い施設を抜本的に見直し、高効率かつ低コストの水道を再構築します。	B	
	(2) 水の安定供給		
	①水質管理を徹底し、常に安全で清浄なおいしい水の確保に努めます。	A	
	②水道水の安定供給を図るために中央監視装置を活用した情報管理と、迅速な対応に努めます。	A～B	
	③災害に備えた予防対策としての施設整備及び緊急体制整備に努めます。	A～B	
	④大規模地震などに備え配水管の布設替えは、耐震管を採用し安定供給に努めます。	B	
	⑤施設の更新にあたっては、配水計画を見直し効率的な施設整備を図ります。	C	・更新計画未策定 ・水道ビジョンを現在策定中
	⑥各水源間のネットワーク化により、非常時にも対応できる給水体制を図ります。	B	
	(3) 給水区域の拡張と未普及地域の解消		
	①小規模で拡張可能な場所においては、個人負担及び道路改良工事などとの共同施工により、工事費の軽減を工夫しつつ、給水区域拡張に努めます。	B	
	②未普及地域は地区の要望により、補助事業を導入し解消に努めます。	B	
	4. 下水道		
	①下水道整備区域内での加入促進を図るため、住民への広報活動や相談体制の強化を図ります。	B	
	②下水道未普及地域では、補助制度を活用し合併処理浄化槽設置を推進します。	A	
	③浄化槽の適正な維持管理の徹底を呼びかけると同時に、県と連携し適正管理、施設改善などの指導をします。	B	
	④下水道事業特別会計は、地方公営企業法を適用するための準備を継続します。	B	
	⑤ 財政の中長期計画をたてるとともに、徹底した経費節減を図りながら健全経営に努めます。	B	
	⑥下水道料金の滞納防止策を講じていきます。	B	
	⑦農業集落排水東部処理地区の公共下水道事業との統合について検討します。	A	
	⑧下水道更新計画及び長寿命化計画を策定し効率的な施設の更新事業を行います。	A～B	
	5. 生活環境衛生		
	(1) ごみ関係		
	①4Rを推進し廃棄物の発生、排出をさらに抑制して、廃棄物の減量化を推進します。	B	
	②「白馬村をきれいにする条例」に基づき、不法投棄防止、空缶投げ捨て防止、自動車などの放置防止の徹底を継続します。	B	
	③不法投棄監視パトロールを継続し、野焼きの防止を図ります。	A	
	④「ごみ処理広域化基本計画」、「ごみ処理施設基本計画」に基づき、広域連合とともに、白馬村・大町市・小谷村の3市村のごみ処理広域化を推進します。	A	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	⑤生ごみの堆肥化・減量化など、焼却以外の方法について補助制度による普及を図るとともに、更なる有効手段について研究します。	B	
	(2) リサイクル		
	①容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・パソコンリサイクル・二輪車リサイクル・自動車リサイクル法などの制度の徹底を図ります。	B	
	(3) 環境美化		
	①住民参加による花づくり運動などの環境美化活動を推進し、地域の美しい景観づくりに対する住民意識の高揚を図ります。	A～B	
	②廃屋対策としての撤去補助事業を継続するとともに、新たな廃屋の発生抑制など調査研究を行います。	B	
	(4) 公害対策		
	①悪臭について監視、巡視、相談の充実を図ります。また、SPF豚農場の臭気対策については事業者と連携して改善に努めます。	A～B	
第4節 暮らし支えあいプロジェクト			
1. 地域支えあいネットワーク			
	①高齢者の社会参加や地域活動を促進するとともに、世代間交流や文化活動、スポーツ活動等の促進に努めます。	B	
	②高齢者世帯・障がい者世帯、災害時等に支援が必要な世帯等を地域で見守る地域ネットワークづくりや、地区が取り組む地域支えあいマップづくりを支援します。	B	
2. 情報通信基盤			
	①ケーブルテレビ白馬の普及促進を図ります。	B	
	②白馬村の各種行政情報について、行政公式ホームページ及びケーブルテレビ白馬により随時提供します。	A	
	③ながの電子申請サービスの利用促進を図ります。	B	
	④情報通信技術の向上に伴い、個人情報の情報管理と強固なセキュリティ確保を図ります。	B	
	⑤通信インフラ整備のあり方、村内間を繋ぐネットワークのあり方及び有効なシステムについて更に研究を進めます。	B	
第3章 支えあい健康に暮らす地域福祉社会を築く			
第1節 むらごと健康づくりプロジェクト			
1. 自律的健康づくり			
	①白馬村健康増進計画に基づき、総合的な健康施策推進を図ります。	B	
	②健康情報を積極的に発信し、住民自らの健康づくりに対する意識を高めます。	B	
	③健康診断により住民が自らの健康状態を把握するとともに、生活習慣を改善できるよう支援します。	B	
	④生活習慣病予防・健康づくりに関する学習会を通し、保健予防の推進、健康づくり支援者の育成に努めます。	B	
	⑤地域コミュニティを活用した健康づくりの場を積極的に設けるとともに、健康増進を目的とした関係機関と連携し、地域ぐるみの健康づくりを目指します。	B	
2. 医療体制			
	①住民が安心して医療が受けられるよう、医療機関の連携を図り地域医療体制の充実に努めます。	B	
	②関係医療機関などに対して白馬小谷地域にない診療科目の設置を働きかけます。	B～C	・地域医療推進協議会を設置しているが、具体的な取り組みがない
	③スキー傷害診療に係る体制の支援に努めます。	A	
第2節 福祉いきいきプロジェクト			
1. 老人福祉			
	①地域が自主的に行う独り暮らし老人世帯や高齢者世帯を地域で見守るネットワークづくりを積極的に支援します。	B	
	②自主的な地域コミュニティ活動による健康教室など的高齢者生きがづくり、健康づくり事業を国県の制度を利用して支援します。	B	
	③高齢者の生きがづくりのため、文化、伝統、産業などの分野で高齢者の知恵と経験を生かす場づくりに努めます。	B	
	④高齢者の生きがづくりなど高齢者ケアに関するNPOの結成などについて積極的に支援します。	B	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思えない）	評価「C」の場合の理由
	⑤地域包括支援センターを中心に、高齢者が自立した日常生活が営めるよう、介護や福祉の専門的な相談窓口として、高齢者やその家族の相談・支援を行います。	B	
	⑥認知症を正しく理解するための普及・啓発を推進します。	B	
	⑦高齢者虐待を未然に防止するために関係機関との連携を図るとともに、啓発を推進します。	B	
	⑧村内の既存施設などを高齢者の生きがいづくりや健康づくりの場として有効利用するよう努めます。	A	
2. 障がい者福祉			
	①従来の制度に加え、障害者自立支援法の制度を活用した、日常生活の支援とサービスの提供に努めます。また、従来の制度によるもののほか、障がい者総合福祉新法の動向を注視しつつ、同法の制度を最大限活用した事業体制を整え、充実した福祉サービスの提供に努めます。	A～B	
	②障がいを持つ人が安心して地域で暮らせるための施策の充実を図ります。	B	
	③福祉作業所やグループホーム等、地域の社会資源の整備に努めます。	B	
	④国などの制度の中で老人福祉を含めた包括的な支援体制など、障がい者の現状とニーズに応じたサービス提供の体制づくりに努めます。	B	
3. 介護保険			
	①介護保険の円滑な実施を計画的に実現するために、北アルプス広域連合介護保険事業計画により施策を展開します。	A	
	②地域包括支援センターを中心に、公正・中立な立場から、地域における相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを行います。	A	
	③独り暮らし高齢者や認知症高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような介護予防事業の推進に努めます。	A～B	
	④公平・公正なケアマネジメントが受けられるよう介護支援専門員の資質の向上に努めます。	B	
	⑤介護予防事業の充実を図り、介護予防に努めます。	B	
4. 少子化対策・児童母子福祉			
	①白馬村次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、総合的な施策の推進を図ります。	B	
	②子育て支援に関する相談体制・情報提供を充実するよう努めます。	B	
	③多様な保育ニーズに対応できるよう、保育所における保育サービスや、放課後児童クラブの充実を努めます。	B	
	④育児サークルなどを支援し、親同士が交流できる場づくりに努めます。	B	
	⑤短時間や緊急時に活用できるファミリーサポートなどの制度を充実させます。	B	
	⑥恵まれた自然環境の中での子育てをアピールし、この地域で育てたいと思わせる環境づくりを関係諸機関と創意工夫しながら進めます。	B	
	⑦児童虐待の早期発見のための啓発と、児童虐待防止地区連絡員や児童相談所などと連携し早期対応に努めます。	B	
	⑧ひとり親家庭の相談体制について充実を努めます。	B	
	⑨各団体間のネットワーク化による組織を超えた結婚支援策に協力します。	B～C	・具体的な施策は未実施
第4章 地域をみつめ自然に学び文化を育む			
第1節 地域独自教育プロジェクト			
1. 義務教育			
	①児童生徒の安全・安心を大切にした学校環境づくりを推進します。	A	
	②「生きる力」をより一層育むため、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく養う教育を推進します。	B	
	③国際化社会対応能力や情報活用能力の育成、自然を愛する心情や自然科学の不思議さと素晴らしさの実感など、時代変化に対応した教育活動を推進します。	B	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思わない）	評価「C」の場合の理由
	④児童生徒が正しい食習慣を身につけ、心身ともに健やかで生き生きと成長できるように、学校における食育活動を推進するとともに、地場野菜の積極的な利用など、地域の特色を生かした学校給食の充実を図ります。	B	
	⑤LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する理解を深めるとともに、障がいの重度重複化・多様化に合わせた総合的な支援体制を図ります。	B	
	⑥地域の力を活用した学校運営や開かれた学校づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、社会全体で子どもを育む教育を促進します。	B	
2. 魅力ある高校づくり			
	①白馬高校を、魅力と特色ある地域高校として存続するために、小中高校・家庭・地域の連携を強め、住民が主体となった活動が展開できるように支援するとともに、村民参加による学校づくりを支援します。	A	
3. 地域学習			
①学社融合の中で、地域学習のための総合的な学習を推進します。			
	(a)白馬の自然、環境、産業、文化を理解し尊重する心を育む郷土学習	B	
	(b)自然体験やボランティア活動などの社会体験学習	B	
	(c)農業体験や地場産の材料を使ったものづくり、生産活動などの体験学習	B	
	(d)姉妹都市・友好都市の生活や文化などに慣れ親しむ体験学習	A～B	
	(e)子どもと高齢者が交流し学ぶ世代間交流	B	
	②住民福祉課などの関係機関との連携を一層強化する中で、家庭の教育力向上に向けた事業を推進します。	B	
第2節 個性あふれる生涯学習プロジェクト			
1. 生涯学習			
	①生涯教育の拠点として公民館活動の充実を図り、学習情報の収集・提供・相談体制の整備、指導者の育成、芸術・文化活動を推進します。	B	
	②地域住民の多種多様な学習ニーズに応えるため、現代的課題に対応した講座・各種教室の開設を図ります。	B	
	③地域住民の知恵や知識経験を活用した社会文化振興団体（自主運営団体）の活動を支援します。	B	
	④学習成果を社会に還元できる場を創造し、知の循環型社会の構築を図ります。	B	
	⑤住民のくらしを支援し、まちづくりに役立つ図書館を目指して、「白馬村図書館計画」に基づき、図書館サービスの充実を図ります。また、図書館施設整備について調査・検討を行います。	B	
2. 青少年育成			
	①青少年の豊かな心と能力の発達を促す体験学習や、親子のふれあいをテーマとした学習・運動の機会提供に努めます。	B	
	②青少年の健全育成に関する関係者が、有機的な連帯の下に広く住民一人ひとりの関心を高め、「青少年育成村民会議」の事業推進を図ります。	B	
	③子ども育成会でジュニアリーダーの育成を推進しシニアリーダーへの成長を図ります。	B	
	④世代間交流の機会を充実させ、地域全体で青少年を育成します。	B	
3. 人権・平和教育			
	①研修会などへ住民が主体的に参加できる体制づくりを推進します	B	
	②正しい人権感覚を養うために、学校教育・社会教育、職場・家庭などでの学習機会の向上を図ります。	B	
	③人権、平和学習の充実のための情報を提供します。	B	
4. 生涯スポーツ			
	①白馬総合型地域スポーツクラブの活動に対する支援や指導者の資質向上を図り、誰もが気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。	A	
	②より多くの住民がスポーツに親しむことができるよう、参加機会の充実を図るとともに環境整備に努めます。	B	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	③本村発展の基礎となった、スキーを中心とするウィンタースポーツに、村民が親しむ機会を充実します。	A～B	
	④ジュニア選手の競技力向上を推進します。	A	
第3節 郷土文化伝承プロジェクト			
1. 郷土文化			
	①白馬ならではの伝統的な生活文化を大切にし、地域の特色として育みます。	B	
	②文化振興団体等の自主的・創造的な芸術文化活動を支援します。	A～B	
	③地域の祭りや行事を全村に紹介し、住民が地域ぐるみで積極的に参加する気運を醸成します。	B	
	④老人クラブ、婦人会、地区子ども会育成会などの交流の場を持ち、伝統行事などの後継者育成を支援します。	B	
	⑤歴史民俗資料館を有効活用し、本村の豊かな自然、風土に根ざした習慣、先人の知恵を伝承します。	C	・従来と変化がなく、有効活用されていない
2. 文化財保護			
	①郷土の貴重な文化財の保護・保存と周知を図り、文化財が有効活用されるよう促進します。	B	
	②景観の保全や高山植物の保護等に活用するため、白馬連山高山植物帯の保存管理計画策定を推進します。	B～C	・具体的な施策は未実施
	③重要伝統的建造物群保存地区（青鬼）の保存修理・修景事業を推進します。	A	
第5章 優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く			
第1節 アルプスの里観光プロジェクト			
1. 観光産業			
(1) 観光行政			
	①村内事業所における閑散期対策事業を支援します。	B～C	・施策に効果が見られない
	②大系線ゆう浪漫委員会による広域連携に基づき、市町村の枠を超えた広域観光に取り組み、北アルプス山麓・安曇野地域を効果的にPRし、お客様に様々な楽しみを提供できる観光地づくりを目指します。	A～B	
	③減少傾向にある登山客の実情を踏まえ、関係者と共に山岳観光の見直しに取り組むとともに、グリーンパトロール隊とも連携して、山岳環境の美化・保全活動も積極的に推進します。	A	
	④進化していく情報通信技術を利用した魅力ある観光情報の発信に努めます。	A	
	⑤既存の里山道を見直し、観光施設としての活用を検討します。	B	
(2) 白馬村観光局			
①白馬村観光局を主軸においた観光振興事業を推進します。			
	(a) 各専門委員会（索道・宿泊・交通運輸・商工業・インバウンド・山岳・温泉）の機能充実を図り、観光振興策を企画します。	B	
	(b) 本村の特色である「山の歴史と生活文化」を際立たせ、村が有する豊かな観光資源との相乗効果を実現します。	B	
	②利用者にとって、より利便性の高い立地条件への移設を検討します。	B～C	・見直しの効果が見えてこない
(3) 長期滞在型観光			
	①長期滞在型観光の確立に努めます（健康環境＋リゾート観光＋家庭菜園）。	B	
	②長期滞在におけるリゾート観光（広域観光）を充実させるために、近隣市町村との協力体制を強化します。	B	
	③外国人観光客を含め、時間にゆとりのあるシニア層をターゲットにした滞在型観光プロジェクトを推進します。	B	
(4) 海外誘客			
	①白馬村観光局インバウンド専門委員会などにおけるインバウンド事業の推進を図ります。	A	
	②外国人旅行者にもわかりやすい案内板・パンフレットを整備・作成します。	A	

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	③外国人旅行者の村内移動に便利な輸送手段確保に努めます。	A	
2. 資源の利活用			
(1) 地域の特性を活かす			
	①風力、水力発電、雪室などの環境にやさしい自然エネルギーの利活用に向けた研究を進めます。	A	
	②雪利用による栽培方法の研究と、特産品開発を推進します。	B	
	③誇れる資源（山岳、里山、歴史、文化、スポーツ）の保存と整備に努め、資源の有効利用と人材の活用を図ります。	B	
	④地下水資源の利活用について研究します。	C	・具体的な施策は未実施 ・外資による水源地の購入などの実態把握ができていない
	⑤豊かな温泉の有効活用を図ります。	B	
(2) 白馬ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場			
	①各種大会を開催し、観光活性化につながるよう努めます。	B	
	②安定的な財源確保を図るため、ネーミングライツ等の導入について検討します。	C	・具体的な施策は未実施 ・スポンサー企業がない
	③クロスカントリー競技場の利活用を図るために、陸上競技場化に向けた施設整備を推進します。	B～C	・陸上競技場化は見送り
3. 観光と農林業の連携			
	①地産地消を観光局事業と連携して推進し、観光産業への活用、農業経営基盤の安定化を図ります。	B	
	②市民農園制度を活用して、自家用野菜などの栽培を目的に小面積の農地を利用することができる仕組みを取り入れます。これにより農業体験の場を広げ、長期滞在型観光資源としての活用を図ります。	B	
	③農業体験プログラムの充実により、グリーンツーリズムを推進します。	B	
	④関係機関と連携して水稲以外の農産物や特産品の栽培と開発を更に進め、より収益に繋がる販売促進を行ないます。	B	
	⑤除伐・間伐など森林整備の団地化を推進して林業の振興を図るとともに、森林の保全と美しい景観づくりに取り組みます。	B	
第2節 元気の出る農業プロジェクト			
1. 農業振興			
	①営農支援組織の充実により、効率的な農地の流動化を図ります。	A	
	②集落営農組織・担い手の育成と支援体制の充実により、遊休農地の解消と農業経営基盤の安定化を推進します。	B	
	③優良農地を確保するため、基盤の維持管理を図ります	A	
	④中山間地域における直接支払制度の活用を行います。	A	
	⑤関係機関と連携し白馬産米の調査及びカドミウムの吸収抑制の研究を進め、耕作者への栽培管理指導を行います。	A	
	⑥有害鳥獣被害防止対策として有害鳥獣の駆除や電気柵の設置等を更に進め、農作物の被害防止に努めます。	A	
	⑦地域ぐるみで取り組む耕作放棄地の再利用や農地保全活動を積極的に支援します。また、今後荒廃化しそうな農地の状況把握に努めるとともに、地域ごとに検討機関を設けて、農地保全、土地の利活用等について研究を行います。	A	
第3節 起業支援プロジェクト			
1. 商工業			
(1) 白馬商工会との連携			
	①経営指導・中小企業支援制度の充実と強化を図ります。	B	
	②地元卸売業者、小売業者の安定経営への取り組みを支援します。	B	
	③商店街などの地域活性化事業を支援します。	C	・施策に効果が見られない

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	④村内企業の他業種への参入を推進するため、相談・支援体制の強化を図ります。	C	・具体的な施策は未実施
	⑤商店街の空店舗に関する行政の支援策を、先進地事例を研究し、検討します。	B	
	(2) 商工業者への支援資金		
	①村・県の融資制度の周知を図り、その活用を勧めます。	A	
	(3) 雇用対策		
	①「企業立地の促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、広域的な雇用対策に取り組みます。	C	・具体的な施策は未実施
	②観光振興を図り、雇用の確保に結び付けられるよう努めます。	B	
	③白馬村の地域特性を活かした雇用促進を研究します。	B	
	2. 新たな産業の模索		
	①地域の特色を活かした産業の先進事例に関する情報収集や情報提供を行います。	B	
	②夏季スキー場を利活用した新産業・新事業の展開を支援します	B	
	③地元企業の他事業への参入を支援します。	B	
	④企業誘致可能な産業、立地条件を研究し、白馬の自然環境にあった企業誘致を目指します。	C	・具体的な施策は未実施 ・企業側のニーズが把握できていない
	⑤研究機関・団体との連携協力により、環境共生型社会実現に向けての各種産業（食料、環境、資源エネルギー、健康など）の振興を進めます。	B	
	第6章 住民と行政が協働し開かれたむらをつくる		
	第1節 住民参画プロジェクト		
	1. 住民参画と協働		
	①住民提案制度を確立し、地域づくりの立案から実施・運営に至るまで、積極的な住民参画を促進する体制づくりを進めます。	B	
	②NPO法人、ボランティア団体、企業などが行う協働の村づくり事業に対して、積極的に情報提供を行い、活動しやすい環境づくりを目指します。	B	
	③委員会、審議会へ「公募」による住民参画の機会を更に拡充します。	A	
	④あらゆる広報媒体を積極的に活用して行政情報の提供に努めます。	A	
	⑤地域や住民団体等が企画・主催する行事に対し、住民が積極的に参加できる環境づくりを進めるとともに、行政も一体となった取り組みを推進します。	B	
	2. コミュニティ計画		
	①各行政区との連携を密にし、区への加入率向上が図られる施策を推進するとともに、行政区の見直しや組織再編等について更に研究を進めます。	B	
	②本村の行政区制度についてあらゆる媒体を活用して広報し、新規転入者等への事前周知を図ります。	B	
	③地域の伝統行事などを守り、地域の特性を活かしたスポーツ大会、各種行事の開催を促します。	B	
	④定住外国人とのコミュニティを確保するため、お互いの生活スタイルや文化、言語を尊重し、相互理解が図られるよう住民意識の向上に努めます。	B	
	⑤本村が長年培ってきた歴史や風土、慣習等について、外国人居住者にも更に理解を深めてもらえるよう、その環境づくりを進めます。	B	
	3. 男女共同参画社会の実現		
	①職場、家庭、地域において男女が共に活躍し、次代を担う子どもを育むことができる社会の実現を図るため、行政面では委員会・審議会への均衡のとれた登用を積極的に図ります。また地域では事業所・コミュニティ・家庭・教育の場で、共に働きやすい社会をつくるための啓発活動を行って、女性の自律した活動を支援します。	A～B	
	②男女共同参画社会づくり計画の策定と、男女共同参画条例の制定に向けて取り組みます。	A～C	・条例未制定
	第2節 無駄を省いた健全行財政プロジェクト		
	1. 行政計画		

章 節	施策	庁内検証結果 A=実施しており、客観的な成果もあがっている B=実施していると認められるが成果は不明 C=未実施（実施しているとは思われない）	評価「C」の場合の理由
	①行政改革の具体的施策を随時見直し、より現実的・効率的な改革に努め、地方分権時代に対応した行政運営を推進します。	B	
	②職員の定員適正化計画に基づいた適正な人員配置と、時代や社会の変化に対応できる人員の育成を進めます。	B～C	・時代と住民ニーズに基づく施策に対する人員が不足している
	③組織・事務事業の見直しと、効率的な行政運営計画を樹立します。		
	(a) 指定管理者制度の適切な運用を図ります。	B	
	(b) 公共事業の実施にあたっては、導入後の維持管理や運営を効率的に行い、更に充実した公共サービスが提供できるよう、民間の資金やノウハウを活用できる方策を研究します。	B	
	(c) 事業評価制度を継続し、各種事業を数値指標化による効果測定によって評価し、その結果の住民への周知を図ります。	B	
	(d) 地籍調査事業は、進捗率を上げて早期完成を目指します。	B～C	・震災の影響により事業が停滞している
	2. 広報広聴		
	①正しくわかりやすい広報誌づくりに努めるとともに、全戸・全世帯への情報伝達が図られるシステムを構築します。	B	
	②情報通信技術（携帯メールシステム等）を活用した情報発信と情報の共有化が図れるシステムの構築を目指します。	B	
	③緊急時の情報伝達は広報無線放送を活用して行うこととし、情報が瞬時に受信できる個別受信機の更なる普及を進めます。	B	
	④ケーブルテレビ白馬・行政ホームページの内容充実を図るとともに、より多くの住民が利用できるよう常にシステムの改善に努めます。	A～B	
	⑤行政懇談会を更に充実させ、住民の意見を聴く機会を創出します。	B	
	3. 財政計画		
	①財政基盤安定に向けた基本姿勢		
	(a) 「集中改革プラン」を継承して、堅実な財政運営を行います。	A	
	(b) 実施計画に基づく施策は厳選し、適正な予算規模を保ちます。	A	
	(c) 将来を見据え、適切な基金の確保に努めます。	A	
	②自主財源の確保		
	(a) 歳入の約3分の1を占める村税は、村にとって大切な自主財源です。バブル崩壊以降、観光産業等の低迷により課税・徴収額ともに下降傾向にあります。課税については、調査等による課税客体の正確な把握、自主申告の啓発等により適正な課税をします。	A	
	(b) 徴収については期限内納付の周知を図り、納税者の自主納付を推進するとともに、早期完納にならない滞納については、差し押さえや公売などの処分を強化します。更に徴収困難な案件については、長野県地方税滞納整理機構へ徴収移管し、徴収の向上を図り財源の確保に努めます。	A	
	(c) 普通財産として所有する遊休地は、売却も視野に入れた有効な利活用方法を研究するとともに、行政財産としての目的を成していない村所有地は、普通財産への切り替えを検討します。	B	
	4. 市町村合併		
	①市町村合併に関する国・県の今後の政策や地域の動向を見極め、十分な研究と検討を行います。	C	・国からの情報がなく、今後の方針も不透明 ・小谷村との合併協議不調のため